



はじめに



「協働」という言葉を聞いたことがありますか？

初めて聞く方、または色々な場面で耳にしたりするけどどういったことを指すのかよくわからない…という方は多いのではないのでしょうか。

協働とは、「**町民の皆さんと町がお互いに理解・補完し合いながら役割を果たし、“対等な立場”で同じ目的に向かって寒川のまちづくりを進めること**」です。

地域には、今後も様々な課題や町民ニーズが出てくると考えられますが、そうした課題を乗り越え、魅力ある地域をつくっていくためには、町と町民の皆さんがお互い寄り添い合う気持ちを持ちながら取り組んでいく必要があります。

このマニュアルは、協働についてわかりやすく説明し、これから地域で何かしてみようかなと思っている方などの第一歩を後押しするきっかけとなることを目指しています。また、すでに地域の課題などに取り組んでいる方にも、協働についてより理解を深める一助としてご活用していただければ幸いです。

また、「協働」は、造語のためイメージがつきにくいという意見があったことから寒川ならではのキャッチフレーズを「**町と私たちが手を繋ぎ、目指せ住みよいまちづくり**」としました。他にも、イラストや写真を用い、手に取って読んでもらえるものを意識し、誰でも協働への第一歩を踏み出せるように、チェックシートも添付しています。

なお、このマニュアルは、今後も社会情勢や町民ニーズの変化等に応じて町民の皆さまなどから幅広くご意見を伺い、より活用しやすいように必要に応じ改善していきます。



利用にあたって

私たちと寒川町との協働

協働する組み合わせは、「町民活動団体と企業」や「町民活動団体と町」「企業と町」、「個人と個人」など様々ですが、本マニュアルでは、「公共サービスの担い手として活躍が期待される団体・グループと町」との協働を対象にまとめています。

なお、対象とする団体・グループ（町民活動団体・自治会や町内会・企業・学校など）を“私たち”と呼びます。



もくじ

基本編

- Q 1 協働ってなんだろう？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 寒川で発見！協働の事例紹介・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- Q 2 どうして協働が必要なの？・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- Q 3 協働で期待できる効果って？・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- Q 4 協働を進めるためのルールは？・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- Q 5 協働の領域とかたち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

実行編

- Step 1 協働して取り組める事業とは？・・・・・・・・・・ P 1 1
- Step 2 協働事業を進める手順とは？・・・・・・・・・・・・ P 1 2

参考編

1. 寒川町自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 4
2. 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業・・・・・・・・ P 1 6
3. 協働チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 9



基本編 Q1 協働ってなんだろう？



A1



寒川町自治基本条例では、協働について第3条で、「町民と町がお互いに補完しあい、まちづくりにおいて対等の立場で協力すること」と規定しています。

言い方を変えると、協働とは、私たちと町が、対等な立場でお互いの立場や考え方を認め合いながら、“良いところ”を活かして、共通の課題解決や改善を図る手法のひとつです。



事業と活動内容によっては、それぞれの主体が単独で実施したほうが効果的なものもあるので、内容によって協働する方が効果的なのかをよく考える必要があります。

取り組みの一例



宅配業者

宅配中に異常があれば、町にお知らせします。



町民活動団体

子どもの下校時間帯に、パトロール活動をします。

共通の目的：防犯力の向上
(事例) 子どもの見守り活動



情報発信
信頼性

パトロール活動の
広報等で募集します。



町

活動に必要な
支援をします。



寒川で発見！協働の事例紹介



協働事例①「寒川みんなの花火」

町民側：寒川みんなの花火実行委員会
町 側：産業振興課

秋の綺麗な花火、
今年も楽しみですね！



事業内容

ＪＡさがみ寒川町青壮年部・寒川町商工会青年部・（一社）寒川青年会議所で実行委員会を結成し、寒川みんなの花火・みんなの花火まっりの企画・運営をし、町民同士の交流や商業の活性化、町のイメージアップを図っている。



やりとりの一例



町民

警察や県など花火の打ち上げには、色々な手続きがあって大変だし、警備やお祭り会場で使う物品を購入すると予算も足りないなあ・・・。
何か良い方法はないかな？

官公庁への各種手続きのお手伝いをします。
不足するものがあれば、町の備品を使って下さい。



町職員

役割分担

■ 町民側 ■

- ・ イベント企画運営
- ・ 各種関係機関との調整
- ・ 警備計画の立案と実施
- ・ 交通規制の協力依頼
- ・ 募金活動の実施

■ 町側 ■

- ・ 広報活動協力（広報紙、ラジオ、回覧、雑誌、新聞、駅頭ポスターなど）
- ・ 募金玉の設置
- ・ 官公庁への各種手続きの協力
- ・ 資材の貸出と運搬
- ・ 当日の警備協力 等

成果

- ・ 実施にあたり不足する備品や警備人員について、町の備品を使用したほか町職員の参加によって効果的に実施することができた。
- ・ 幅広い広報活動を実施することができ多くの方に周知することができた。
- ・ 官公庁への手続きがスムーズに進んだ。



寒川みんなの花火実行委員会では、一緒に活動していただける実行委員会のメンバーを募集しております。花火大会の運営に参加してみませんか？皆様からのご連絡をお待ちしております。

【問い合わせ先】「寒川みんなの花火 実行委員会」のFacebook ページから、メールでお問合せください。



寒川で発見！協働の事例紹介



協働事例②「花ボランティア活動」

町民側：寒川ライオンズクラブ
町 側：都市計画課

さむかわ中央公園横の
綺麗な花壇、お気づき
ですか？



事業内容

寒川ライオンズクラブでは、「みんなで創る花の町寒川」と題し、寒川町役場～さむかわ中央公園西側、県道46号（相模原茅ヶ崎）沿道に花植えや雑草の手入れを行う「花のまちづくり」を月に1回実施している。各団体や中学生の協力のもと実施しており、季節毎の花で町に彩りを与えている。



やりとりの一例



町民

私たちの活動をより良いものにするにはどのようにしたらいいのかな？

町で活動の周知、ボランティアの募集を行い、多くの人に
知ってもらいましょう。



町職員

役割分担

■ 町民側 ■

- ・ボランティアの募集
- ・活動の企画運営
- ・花苗の準備、提供
- ・軍手、スコップ等用具の貸出
- ・水やり等定期的な管理

■ 町側 ■

- ・県へ花苗の一部提供依頼
- ・町の広報紙やホームページへ掲載
- ・ボランティアとして活動に参加
- ・花苗の一部提供

成果

- ・緑化推進事業として、県と町から花苗を一部提供できた。
- ・様々な周知活動により参加人数も増え、作業効率が上がり、一人ひとりの負担が減った。
- ・水撒き等の維持管理のために、町でも水源を確保し協力できた。
- ・花の彩りにより町に明るい印象を与え、町民に親しまれるようになった。
- ・ゴミ等のポイ捨ても減り、景観が保たれ、町民の美化意識の向上にもつながった。



2005年から継続しているこの事業も13年目となり、町や県の助成もいただき、各団体からの協力者も増えてきて、「花のまちづくり」が毎年順調に進められています。一般の方も大歓迎です。みなさまのご参加をお待ちしております。

【問い合わせ先】 寒川ライオンズクラブ TEL 0467-74-3327 FAX 0467-75-6244



寒川で発見！協働の事例紹介



協働事例③「青色回転灯装着車両による防犯安全パトロール事業」

町民側：小谷地域防犯安全パトロール隊

町側：協働文化推進課

地域にパトロール隊
が居てくれると安心
ですね！



事業内容

小谷地域において、夜間や下校時などに、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールを行い、児童の安全を確保し、地域の犯罪や事故等を未然に防止することを目指している。



やりとりの一例



町民

警察の講習を受けるにはどうしたらいいんだろう？やり方もよく分からないし、何回も警察に行くのは大変…

町職員が受けるパトロールの講習会に団体の方も一緒に参加できるよう、警察と調整します。



町職員

役割分担

■町民側■

- ・パトロールの実施
- ・活動協力者への声掛け

■町側■

- ・町の青色回転灯の運転者講習会への参加調整
- ・警察等関係機関との連絡・調整
- ・広報等による活動協力者募集への協力

成果

- ・町職員がパトロールに関する講習を受ける際に、団体の方にも参加してもらうことで、個々で受講するよりも効率的に講習を受講することができた。
- ・パトロールの実施にあたり警察等関係機関との連絡や調整を、必要に応じて町が行うことで、スムーズな業務の運営ができた。



※寒川町みんなの協働事業
提案制度モデル事業で採
択された事業です。



小谷地域にお住まいの方で、パトロールにご協力いただける方を募集しています。

【問い合わせ先】

(パトロール隊代表) 佐藤 信 ☎75-2302 (役場担当課) 町民安全課 防犯・交通安全担当



基本編 Q2 どうして協働が必要なの？



A2



少子高齢化等の様々な社会状況の変化により地域課題や町民ニーズが多様・複雑化し、町民だけ、町だけでの解決は困難となっています。また、中立性・公平性を求められる町は、大多数の人の要望に沿う、公平で均一的なサービスを提供することを得意としますが、人的資源や財政状況等により、町だけでは解決が容易でない課題が増えています。

そのため、私たちの“良いところ”と町の“良いところ”を組み合わせることによって、より効果的な取り組みが期待できるのです。

様々な社会状況の変化



少子高齢化



人口減少

地域課題等の多様・複雑化



高齢者の
孤独死



老老介護

公平で均一的な
行政サービスでは…



価値観もライフスタイルも
変化しているし…

町民・町だけでは対応の限界！！

私たちの“良いところ”

専門性

経験

柔軟性

効果的な取り組み



町の“良いところ”

情報発信

信頼性

協働コラム



協働は、私たちの特性やノウハウ等の“良いところ”が十分に活かせるよう、計画段階からお互いに知恵を出し合いながら目的を共有して協働を進めることが望ましいと言えます。“やりやすいところ”から、“できるところ”から協働に取り組んでみましょう。



基本編 Q3 協働で期待できる効果って？



A3



お互いの“良いところ”や得意分野を活かすことで、アイデアが豊富になるほか、事業が円滑に進みやすくなります。また、お互いのネットワークを活用して、幅広い事業展開ができ、課題解決に向け高い効果が発揮されます。

協働をすることにより、手間や時間がかかることもありますが、丁寧に意思疎通を図り、関係を構築していくことは、協働によるまちづくりを進める上で大切なことです。



協働の大きな目的は町民が主役のまちづくりであり、町の果たすべき役割と責任の軽減や経費削減のために私たちに押し付けることではありません。

協働で取り組むことによって得られる効果は、私たちの特性や事業の内容によって異なりますが、町民にとって期待される主な効果は次のとおりです。

町民の多様な ニーズへの対応



地域や町民のニーズが多様化する中、町にはないノウハウや情報、経験等を持った各主体と協働することにより、受けられるサービスの幅が広がります。



地域で活動する団体・グループの活性化が図られ、その活動に参加する町民が増える等、地域が活発になります。

また、自分のまちは自分たちでつくろうといった自治意識が高まるとともに、これまで培ってきたキャリア、能力等を活かした生きがいや自己実現の場となることで、町民が主役のまちづくりの実現へと繋がります。

町民主役のまちづくり



協働する各主体の主な効果

■ 町民活動団体・グループ ■

社会的な認知度や信頼度が向上し、活動の幅やネットワークが広がり、団体活動の活性化に繋がります。



■ 自治会・町内会 ■

地域での活動が充実し、地域住民の加入促進にもつながり、活動の幅も広がっていきます。



■ 企業・学校 ■

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任を果たすことができ、イメージアップにも繋がります。



■ 町 ■

多様な町民ニーズに対応したサービスが提供できるとともに、既存事業の見直しの契機となり、効率化へと繋がります。





基本編 Q4 協働を進めるためのルールは？



A4



協働はそれ自体が目的ではなく、あくまでもまちづくりを行っていく上での手法の一つのため、形よりも進め方が重要になります。協働を円滑に進めるためには、協働の主体の双方が、このルールを理解していることが大事です。

1 対等な関係

それぞれの役割分担に応じ、上下関係なく楽しく取り組みます。

2 自主性・自立性の尊重

それぞれの特性を活かして、自主的に地域課題を解決していくためには、お互いが依存することなく自立していることが必要です。

3 目的共有

協働により達成しようとする目的を明確にし、双方で共有するとともに、各段階で再確認しながら楽しく進めます。

4 相互理解・補完

対話や情報交換を通じて相互理解に努め、信頼関係を築き、長所・短所を相互に補い合うという優しい意識・姿勢が必要です。

5 責任の明確化

役割分担と責任の所在を明確にし、活動・事業の成果について共有することが必要です。

6 情報の公開

協働に参加する機会は、町民に開かれています。経過や成果について公開し、皆さんの理解を得るように努めます。



基本編 Q5 協働の領域とかたちって？



A5-1



協働の領域は、様々な関与の仕方や程度があり、単純化すると下の図のように表されます。

実際には、どのような役割分担と責任の範囲が適当かなどについて、一つの決まった形があるわけではなく、その都度町と協議し、合意しながら決めていくことが重要です。



協働の領域図

町民の領域	協働の領域			行政の領域
私たちの責任と主体性により、独自に行う領域	私たちの主体性のもと、行政の協力によって行う領域	両者が特性を活かして、互いに協力しながら行う領域	行政の主体性のもと、私たちの協力を得ながら行う領域	行政の責任と主体性により、独自に行う領域
	後援・補助	共催・実行委員会	委託	
	事業協力 情報提供・交換			



協働の形態

A5-2



協働は様々な形態が考えられ、事業の目的や内容によって、どのような形態で進めることがお互いの特性を活かし、より大きな成果をもたらすのかを検討し、適切な協働形態を選択する必要があります。

形態	概要	効果
後援	私たちの実施する事業・活動の公益性を町が認め、後援名義の使用許可を行い、支援する。	事業、活動の社会的信用が高まり、事業成果の向上が期待される。
	【事例】小出川桜まつり、寒川写真コンクール	
補助	私たちが実施する公益性の高い事業・活動に対して、町が財政的な支援をする。	私たちの先駆性や柔軟性、専門性などを活かし、行政が対応しにくい先駆的な事業の実施が可能となり、町民ニーズに対応することができる。
	【事例】寒川町自主防災組織防災資機材購入等補助金、寒川町祭ばやし保存会連合会補助金	
共催	私たちと町が共に主催者となって事業・活動を実施する。	対等な関係で進めやすく、それぞれが持っている情報やノウハウを活用しながら企画段階から実施まで、私たちの意見や特性を活かした事業ができる。
	【事例】平和フェスティバル、目久尻川小出川美化キャンペーン	
実行委員会	私たちと町などの様々な主体が新たな組織をつくり、その会が事業活動を実施する。	様々な主体が集まるため、多くのノウハウやネットワークを活かし効果的に事業が進められると共に、新しい交流・連携が図れ、町民活動の活性化に繋がる。
	【事例】寒川町成人式、寒川町産業まつり	
委託	町が責任を持って担うべき事業・活動を、私たちの特性を活かしてより効果的に実施するため、町がパートナーに委託する。	私たちの先駆性、専門性などを活かすことで、町民ニーズに対応したサービスを提供することができる。
	【事例】寒川町文化祭、子どもまつり	
事業・活動協力	私たちと町がお互いの特性を活かし、それぞれ役割分担して、一定期間、継続的な関係により事業・活動協力する。	相互の特性が発揮され、効果的に事業が行えるとともに、継続的な協力関係により、話し合いの機会が増えることで、町との信頼関係が構築できる。
	【事例】寒川みんなの花火、花ボランティア活動、青色回転灯装着車両による防犯安全パトロール事業	
情報提供・交換	私たちと町が、それぞれ持つ情報を提供・交換し合い、活用する。	情報を提供・交換し合うことで、共有化が図られるとともに、地域の課題等を的確に捉えられるため、効果的な事業の実施に繋がる。
	【事例】まちづくり懇談会特別企画	



実行編 Step 1 協働して取り組める事業とは？



A 1



私たちと町が双方の知識や経験、特性などを効果的・効率的に活用することにより、単独で実施するよりもサービスの質が高まる等の相乗効果が見込める事業が向いています。協働して取り組める事業は、次のような事業が考えられますが、社会の変化や町民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。

1

きめ細かく柔軟な対応が必要な分野

事例：高齢者・障害者へのサービス、不登校児への取り組み、相談事業、子育て支援 等



2

地域の実情に合わせて実施する分野

事例：防災・防火活動、防犯パトロール、地域生態系の調査、道路や公園等の清掃協力 等



3

広く町民の参加や協力が必要となる分野

事例：イベント、講演会、ごみの減量化、環境美化 等



4

専門性が求められる分野

事例：芸術・文化、環境保護・保全活動、外国籍町民への支援、人権の擁護 等





実行編 Step 2 協働事業を進める手順とは？



A2



協働事業の進め方は、事業の内容によって様々ですが、それぞれの役割分担や事業が目指す方向をしっかりと見据えて、各段階で十分に話し合いながら進めていくことが大切です。ここでは、協働を進める際の基本的な手順を示していますが、状況に応じ柔軟な対応が必要です。

1 地域課題をはっきりさせよう！

「普段から気になっている」ことや、「こうしたらもっと良くなるのに」という“気づき”について、課題だと感じる原因は何なのか、はっきりさせるとともに、どうやったら解決できるかを考えておきましょう。



課題を感じてモヤモヤしているだけでは、なかなか人には伝わりません。他の人にもきちんと説明できるようにしておきましょう。



2 私たちで話し合おう！

地域課題の整理ができれば、私たちが解決するための進め方を話し合しましょう。団体だけで取り組むよりも町との協働で取り組んだ方が効果が期待できるかや、目的・目標、さらに私たちの“良いところ”をどう活かしていくか事前に整理をしておきましょう。



話し合いをスムーズに進めるためにも、自分達の活動に関連する町の担当課と日頃から意見交換を行うとともに、情報は積極的に取りに行くという姿勢を持つことが大事です。



3 まとまった内容を町に相談しよう！

生じている地域課題に関連する町の担当課に、私たちが話し合った内容を伝えましょう。内容によっては複数の課に関連する場合もあるので、よりスムーズに協働で取り組めるよう調整が必要です。



協働事業の担当課が決まったら、お互いに目的や目標、役割を事前に明確にし、きちんと共通認識しておくことが大事です。



?? 担当課がわからない場合は、協働文化推進課へご相談ください。

4 みんなでやってみよう！

対等の立場で、お互いの“良いところ”を活かしながらみんなが協力し、楽しみながら、解決に向けて取り組みましょう。まずはできることから、着実に積み上げることが大切です。また、情報を共有しながら取り組んでいき、進捗状況等をお互いに確認しながら進め、随時、意見交換の場を持つことも大事です。



協働は、よりよいまちづくりを目指した小さな社会実験の積み重ねです。失敗を恐れずに「まずはやってみよう！」という姿勢や、取り組みを進めるだけでなく、色々な人と相談し合っていくコミュニケーションなどの“プロセス”が大事です。



5 次に活かそう！

課題解決への取り組みの進め方や内容等、「こうしたけどこの方が良かった」「次はこうしたい」など、お互いに振り返り、評価をしましょう。浮かび上がった問題点等は、原因を検討し、解決方法をみんなで話し合っ次次の取り組みへ活かしましょう。町と話し合いの場を持ち、お互いに評価をするとともに、町民の目線に立ったより効果的な取り組みができるよう、サービスを受ける第三者の客観的な視点からのからも評価を受ける仕組みも必要です。



評価の視点は、事業の成果に対するものだけではなく、協働を進める上で双方のコミュニケーションが図れ意思疎通がきちんとできていたかなどのプロセスに対する評価も大きな重点となります。評価を行うにあたり、お互いが意見を言いやすい雰囲気を作ることも大切です。



協働のまちづくりへの第1ステップは、町民一人ひとりの「**もっと自分の住む町を良くしたい**」といった思いや、「**気になっている**」「**こうしたらもっと良くなるのに**」といった気づきから始まります。

改めて自分が住んでいる地域に目を向け、①の「**地域課題をはっきりさせよう！**」から取り組んでみましょう。



協 働 コ ラ ム

協働事業を進める際、お互いが同じ目的に向かっていたとしても、立場や考え方の違い等により、すれ違ってしまいうことも考えられますが、“**よりよい町にしたい**”“**地域課題を解決したい**”という気持ちは一緒です。対等な立場である以上、事業をより良いものにしていくためには、気付いた点や意見は、お互いを尊重し合いながら積極的に意見交換をしていくとともに、お互いの特性や価値観などを理解して違いを認め合いながら効果的に取り組むことが大事です。



参考編 1. 寒川町自治基本条例について

寒川町自治基本条例（以下、「条例」という）は、「町民主体の自治を実現するため、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりにおける町民の権利と責任、町の役割と責任を明かにした、寒川町の憲法ともいわれる条例」で、平成19年4月1日から施行されています。

条例は、簡単に言うと、「**町民と町が力を合わせて寒川町を共に作っていくための基本となるルール**」で、町民のみなさんや事業者、団体など地域の色々な人達が、参画と協働の考えのもと、みんなで一緒にまちづくりを行っていく必要があることを条例としてはっきりさせたものと言えます。

寒川町自治基本条例のイメージ

<町民の権利>

- 町の保有する情報を知る権利
- まちづくりに参加する権利
- 重要な計画・条例の策定及び改定、実施の際に参画する権利を有します。



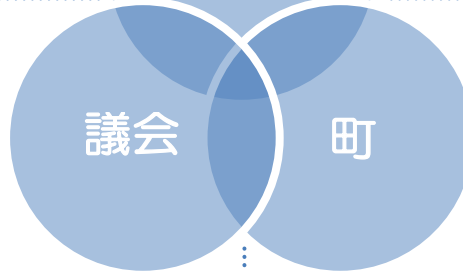
<町民の責務>

- 町民は、積極的にまちづくりに関する活動に参加するとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努めなければなりません。



<議会の役割と責務>

- 町議会は、まちづくりの指針に則した町政運営の監視や情報の公開に努め、開かれた議会運営に努めなければなりません。
 - 町議会議員は、町民のまちづくりに関する活動に自ら参加し、これを支援するよう努めなければなりません。 など
- ※条文は簡略化等して掲載しており、一部表現が異なります。



<町の役割と責務>

- 町長は、町政運営に必要な知識と能力を持った職員の育成を図るとともに、効率的な組織運営や町民の町政への参画を促進するよう努めなければなりません。
- 町職員は、職務遂行上必要な知識と能力を身につけるとともに、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。 など

自治の基本理念

町民と町が目指す自治の基本理念は、「**町民と町が協働するまちづくり**」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあってまちづくりを進めるものとします。

第2章 情報の共有



第3章 まちづくりへの参加



第4章 町政への参画



第5章 住民活動の育成支援、第6章 住民投票、第7章 国際交流及び自治体相互の連携、第8章 組織運営、第9章 推進会議、第10章 条例の改正



参加と参画の違い

参 加

町や地域が実施
する行事等の活動に
加わること



協働への第一歩



参 画

企画・立案の段階
から主体的に関わる
こと



私たちの参加や参画が進んでいくことは、協働へ繋がる大きな土台となります。

町民一人ひとりがまちづくりの主体と自覚し、自らの地域に興味を持ち、地域の活動に参加するなど、身近でできることから積み上げていくことが協働の第一歩になると考えます。



協働につながる参加・参画

協働のまちづくりを進めていくにあたって、どのような参加・参画の仕方があるのか、いくつかご紹介します。

審議会等を傍聴する



町が開催する審議会等は、非公開となるものを除き、傍聴することができます。

傍聴することができる審議会等は、広報さむかわ、町ホームページ、町役場本庁舎1階ロビー等で確認することができます。

町が開催する審議会等の委員には、町民の公募による委員を加えるようにしています。

会議の中で発言をし、政策形成等に携わることができます。

委員に応募する



写真差し替え予定

意見・提案する



町が重要な計画等を策定するときは、町民の意見を公募する「パブリックコメント」の手続きや住民説明会の開催等を実施します。

皆さんから寄せられたご意見や考えを考慮して計画等に反映するとともに、ご意見に対する町の考え方を町ホームページ等で公開します。



参考編 2. 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業

1 制度説明

自治基本条例の中で自治の基本理念として掲げられている「町民と町が協働するまちづくり」を進めていくための制度として、「寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業」があります。本制度は、町民の皆さんが、日ごろから感じている公共的課題などに対し、町民の皆さんならではの発想を生かして町との協働により効果的な解決をすると共に町民生活の向上に寄与する制度です。（テーマは問いません）

2 対象となる団体

協働事業を提案することができるものは、次の要件を満たす団体とします。

- （１）寒川町町民ボランティア団体等登録制度に登録していること。（登録要件には、町内に活動拠点を有し、原則無償で社会に貢献する活動を行うことなどがあります。）
- （２）運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること
- （３）政治活動、宗教活動若しくは営利目的の活動を行わないもの
- （４）暴力団若しくはその構成員の統制下にならないもの

3 対象となる事業

本制度の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業とします。

- （１）町内で新たに実施される公益的なものであり、地域の身近な課題の解決を目指す事業であること。
- （２）具体的な効果、成果が期待できる事業であること。
- （３）町民や町民活動団体等と町の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること
- （４）予算の見積りや実施計画等が適正な事業であること
- （５）他の補助金等の対象でない事業であること。

※前述の内容にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は提案できません。

- ①公序良俗に反するもの、②営利を目的とするもの、③宗教活動や政治活動を助長するおそれのあるもの、④その他協働事業とすることが適切でないと認められるもの

4 補助対象経費及び補助金上限額

補助の対象となる経費は、採択された協働事業の実施に直接要する経費ですが、人件費（講師等への報酬、謝礼は除く）、食料品費、その他町長が必要と認めない経費は対象外となります。

※補助金上限額は、１事業あたり３０万円です。

提案するためには必ず
事前相談が必要です！

STEP1 提案事業の事前相談受付（1月）※約1ヶ月間

協働事業の相談を受け、内容の確認や調整を行います。（提案者、協働文化推進課、関係課等）

STEP2 応募の受付（3月）※約2週間

提案書類に不備がないか等について再度確認を行い、応募を受け付けます。

※寒川町町民ボランティア団体等登録制度への登録

STEP3 提案者プレゼンテーション・協働事業選考委員会の開催（4月）

提案者によるプレゼンテーションを一般公開で行い、協働事業選考委員が採点・採択をします。

STEP4 採択事業の決定・補助金の交付（5月）

採択、不採択の結果を提案者へ通知します。

採択事業について、提案者からの補助金交付申請に基づき交付決定を行います。

STEP5 協働事業の実施（～翌年度末）

事業協力課と連携しながら取り組みを進めます。

STEP6 中間報告会（上半期終了後）

事業の進捗状況や、課題点等について提案者より報告を行っていただきます。

STEP7 実績報告書類の提出（翌年度4月初旬）

協働事業報告書等の書類や領収書、実施状況のわかる写真を提出していただき、内容の確認を行います。

事業概要や成果について
公表します！

STEP8 実績報告会（翌年度4月中旬～下旬）

事業の実施結果等について提案者より報告を行っていただきます。

6 応募期間・方法

応募期間の3月中（約2週間）に、必要書類（※）を協働文化推進課（役場本庁舎2階）へご提出いただきます。

応募は、事前相談受付期間に相談をしていることが条件となります。

（※）必要書類：①協働事業企画提案書、②実施スケジュール、③収支予算書、④団体の会則等、⑤会員名簿、⑥会計書類（①～③は町ホームページからダウンロード可）

平成29年度採択事業一覧

青色回転灯装着車両による 防犯安全パトロール事業

提案団体 小谷地域防犯安全パトロール隊

内容 犯罪や事故等の未然防止、防犯意識、交通安全意識の向上を図るため、青色回転灯を設置した車両でパトロールを実施する。



小出川右岸の環境美化・ 彼岸花植栽活動

提案団体 おおぞう彼岸花の会

内容 地域住民の交流などによる環境保護意識の高揚や地域の活性化を図るため、小出川流域の環境美化活動および彼岸花植栽活動を実施する。



町の樹木再生による水と 緑の自然溢れるさむかわ創生

提案団体 住みよい町・さむかわにする会

内容 町が管理する樹木の再生や樹勢回復を図るなど、適切な維持管理を実施し、生態系の多様化と共に町民憩いの場をリニューアルする。



目久尻川花いっぱい運動

提案団体 さむかわ川・花協議会

内容 目久尻川の親水護岸や管理用通路に花を植え、手入れを続けることにより、多くの町民や来訪者などに、川や自然に親しんでもらう。



参考として平成27年度事業を掲載



参考編 3. 協働チェックシート

はい → いいえ ... →

あなたが解決したいと思っている地域課題や地域で困っていることはありますか？

あなたの地域などで、困っていることや課題について、もう一度意見交換を通して振り返ってみましょう！

あなたは町民活動団体、自治会や町内会、企業、学校等に所属していますか？

町には、町内のボランティア団体等の活動の促進などを目的とした「町民ボランティア団体等登録制度」があります。登録団体の情報などを詳しく知りたい方は、協働文化推進課までお問い合わせください。

あなたが解決したいと思っている地域課題をすることで、町民の公益に繋がりを、地域がより良くなりますか？

公益に繋がらない課題は、地域の人達や所属する団体で協力し合って解決しましょう！

解決したい課題は、あなたが所属する団体で解決できますか？

他の主体と協働することにより相乗効果が期待できるかという視点を持ちながら、団体の仲間と協力して課題解決に取り組みましょう！

その課題は町と協働すれば解決できそうですか？

町民活動団体と企業など、協働の相手は町だけではありません。他の主体と協働して取り組めるか考えてみましょう！



G O A L

活動内容に関連する町の担当課へ相談してみましょう。

担当課がわからない場合は、協働文化推進課へご相談ください。



寒川町みんなの協働事業提案制度

担当課や協働文化推進課に相談して、寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業に沿うものであれば、提案してみましょう！



サポ ー ト 情 報

■寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター

ボランティアセンターは、主に福祉関連のボランティア活動の相談窓口です。ほかにも、ボランティアのコーディネーター役を担うほか、情報発信や講座、情報交換会を開催しています。

【問い合わせ先】

TEL:0467-72-3721 FAX:0467-72-0277

MAIL:vc3721@t-samukawa.or.jp

■かながわ県民活動サポートセンター

かながわ県民活動サポートセンターは、ボランティア活動に参加したい人への情報提供や活動と交流の場として様々なサービスを提供しています。さらに、ボランティア活動に関する相談を、専門のアドバイザーがお受けします。

【問い合わせ先】

TEL:045-312-1121 FAX:045-312-4810

※アドバイザー相談：火～土曜日 12～17時